

医療機関の登録に関する要件（宮崎県肺がん検診精度管理要領より抜粋）

1 肺がん検診精密検査機関の登録

- ① 精密検査に従事する医師は、呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医等のいずれかの経験があり、県が医師会に委託して実施する肺がんに関する生活習慣病検診従事者研修会又はこれに準ずる研修会を受講していること。
- ② 肺がんの診断について、次のとおり十分な設備機能を有する医療機関であること
 - イ 全肺CT及び異常陰影部位の2mm以下のスライスでの薄層CT（TSCT）撮影ができること。
 - ロ 気管支鏡検査ができること、または、気管支鏡検査のできる医療機関との連携がとれる体制にあること。
 - ハ 肺がんの手術が可能であるか、または、手術可能な医療機関との連携がとれる体制にあること。
- ③ 精密検査の結果をすみやかに報告するなど、市町村及び肺がん検診実施機関と密接な連携がとれること。